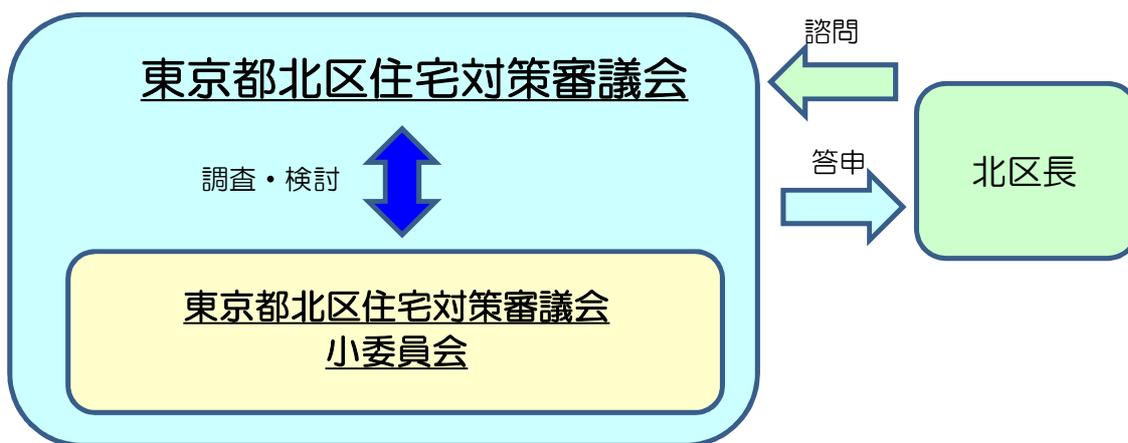


東京都北区住宅対策審議会小委員会の設置について（案）

○審議会における諮問事項を効率的・効果的に進めるため、審議会運営要綱第12条の規定に基づき、審議会の下に「小委員会」を設置することといたしたい。

・小委員会は、住宅政策における重要テーマをより深く検討するため、各小委員会の所掌範囲を国の住生活基本計画（全国計画）の「改定の3つの視点」を基に2つ設置することといたしたい。



住生活基本計画の改定の3つの視点
「社会環境の変化」「居住者・コミュニティ」「住宅ストック・産業」

→3つの視点のうち、「社会環境の変化」は両小委員会共通の調査・検討事項とする。

第1小委員会

→3つの視点のうち、主に「居住者・コミュニティ」に関する調査・検討

第2小委員会

→3つの視点のうち、主に「住宅ストック・産業」に関する調査・検討

*各小委員会の委員長は、審議会の会長が指名することとする。

*各小委員会は概ね10人以内の委員で組成することとする。

なお、委員については小委員会の所掌する調査・検討事項に相応しい小委員会の構成となるよう現在、関係機関等と調整中です。

「議事録」の取扱い及び審議会の「動画公開」について（案）

議事録の取扱い

審議会運営要綱第11条（下表参照）に規定のとおり、審議会の議事録を区ホームページ等にて公開します。

#「議事の概要」をもって議事録とします。

（議事録公開までの手順）

1. 事務局で議事録（案）を作成しましたら、発言委員全員へ送付します。
2. 送付した案について、誤り等があれば、到着後概ね一週間以内に事務局までお知らせください。
3. 会長において最終確認をした後、区ホームページ等で公開します。
※公開する議事録において、出席した委員の氏名は記載しますが、発言については委員名を伏せるものとします。

東京都北区住宅対策審議会運営要綱

（議事録）

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成保存するものとする。

- (1) 審議会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定により作成した議事録は公開とする。ただし、第8条ただし書きの規定に基づいて会議を公開しなかった議事及び公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる部分は、この限りでない。

審議会の動画公開

区では、計画策定過程への区民参画や情報提供を推進するため、区主催の会議のSNSを活用したライブ動画配信等に順次取り組んでいます。

本審議会についても、同様の取扱いとさせていただきたく委員の皆様のご理解をお願いします（なお、本日の第1回審議会については、録画動画を後日公開いたします）。

第1回王子共創会議

限定公開

東京都北区公式チャンネル
チャンネル登録者数 2780人

チャンネル登録

0 共有 保存

▼この映像はこちらから